

地域医療・保健・福祉施策等の充実について

(新潟県市長会)

地域医療・保健・福祉施策等の充実強化を図るため、国においては、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられるよう強く要望する。

1 地域医療の充実について

- (1) 救急医療体制や地域医療の維持・確保のため、産科、小児科をはじめとする医師・看護師の不足や地域間・診療科間の偏在を解消し、計画的な医師等の育成・確保及び定着がなされるよう、医師に対する一定期間の医師不足地域への勤務義務化やインセンティブ制度の導入など、実効性のある政策及び十分な財政措置を早急に講じること。
- (2) 過疎地域等における医療体制の維持・確保に取り組む自治体に対し、財政支援を講じること。
また、持続可能な地域医療体制を構築するため、へき地等における診療所管理者の常勤に係る例外的措置を一般制度化すること。
- (3) 地域医療体制維持のため、公的病院に対し、公立病院への普通交付税措置と同等の財政支援を講じること。
また、都市自治体が行っている公的病院への運営費等の補助について、財政措置を講じること。

2 国民健康保険制度について

国民健康保険制度の安定的運営ができるよう、国庫負担割合の引上げなど、財政基盤の強化を図るとともに、子育て世帯や低所得世帯の保険料負担軽減策を拡充すること。

3 介護保険制度について

- (1) 介護保険制度の持続的かつ安定的な運営のため、国庫負担割合の引上げなど、財政措置を拡充すること。
また、今後も在宅介護を支える訪問介護サービスが持続的に提供できるよう、訪問介護の基本報酬の見直しを行うこと。
- (2) 地域包括ケアシステムの実現に向けて、介護従事者の確保・育成及び処遇改善を図るため、財政措置の拡充を図るとともに、地域の実情において市町村が独自に実施する人材確保等の取組に対し、必要な財政支援を講じること。
- (3) 社会福祉施設等施設整備費補助金について、継続的な介護サービスを提供できるよう、同補助金により整備した施設の改修費を対象とするよう、要件を緩和すること。

- (4) 介護予防・日常生活支援総合事業については、交付上限額の算定方法を見直し、円滑な事業実施のための財政措置を講じること。

4 少子化対策・子育て支援について

- (1) 保育士等の確保及び一層の処遇改善を図るため、公定価格における基準の更なる引上げを行うこと。
また、保育士等の処遇改善加算に係る事務の簡素化を図ること。
更に、定年が段階的に引き上げられている状況を踏まえ、定年退職後の65歳以上の保育士を積極的に雇用する保育所等を高齢者等活躍促進加算の対象とすること。
- (2) 男女ともに仕事と家庭生活で活躍できるよう、保育士等の配置基準を見直すなど、良好な保育環境等を確保するとともに、放課後児童育成事業の充実を図ること。
また、就学前教育・保育施設整備交付金について、自治体の整備計画や財政面に影響を及ぼすことのないよう十分な予算を確保すること。
- (3) 子どもの医療費助成制度について、国の責任において制度化すること。
- (4) 子育て世代が望む行政サービスを等しく安定的に享受できるよう、子育て世帯の経済的負担をナショナルミニマムに位置付け、国において、必要な措置を講じること。
- (5) 妊産婦の経済的負担を軽減するため、妊産婦医療費助成制度を創設するとともに、転出入に伴う手続きの簡素化等を図るため、全国一律の妊婦健康診査制度を確立すること。
- (6) こども未来戦略に基づき、各自治体が特色ある支援策を講じられるよう、地方財源を安定的に確保するとともに、医療や教育など、全国一律に実施すべき総合的な施策については、自治体の財政力によって地域格差が生じることのないよう、国の責任において実施すること。
- (7) 妊娠から出産・子育てまで一貫した伴走型の支援体制を構築するため、地域単位でリーダーとなる人材を育成するために必要な技術的、財政的支援を講じること。

5 障がい者・保健福祉施策の充実強化について

- (1) 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業について、市町村の超過負担等が生じないように、必要な財源を確保すること。
また、同法に基づく障害者相談支援事業や基幹相談支援センターを運営する事業等について、当該事業は障害福祉サービスの根幹をなすものであることから、社会福祉法を根拠とする一般相談支援事業等と同様の取扱いとすること。
- (2) 身体障害者手帳の交付対象外である軽・中等度難聴者に対して、補聴器購入助成制度を創設すること。
また、イヤーマールドなどの人工内耳に関する付属品を補装具費支給制度の対象とすること。
- (3) 障害児手当を含む障害者福祉サービスについても、児童手当同様、所得制限を撤廃すること。

- (4) いわゆる「生理の貧困」問題について、新型コロナウイルス感染症対策としての一過性の支援では根本的な問題解決に至らないため、国が主体となり、具体的な施策を継続的に講じること。
- (5) 生活保護世帯に対する冷房器具の設置費及び故障等に伴う修理や入替費支給について、生活保護開始日などにより支給条件に差が生じることのないよう全ての被保護世帯を支給対象とすること。
- (6) 民生委員・児童委員制度について、当該委員の活動を支える体制の構築や活動費を現状に見合った額とするなど、担い手不足解消に向けた取組を推進すること。

6 予防接種事業について

- (1) おたふくかぜワクチンを早期に定期接種として位置づけるとともに、骨髄移植等により定期接種の再接種が必要となった場合、当該接種を定期接種として位置付けるなど、助成制度を確立すること。
また、定期予防接種のワクチンについて、国の責任において、国民全てが等しく接種できるよう、必要な財源を確保すること。
- (2) 新型コロナ定期接種ワクチン確保事業に対する助成事業について、重症化率の高い高齢者に加え、医療従事者などのエッセンシャルワーカーへの接種を推奨するため、財政措置を拡充した上で恒久化すること。

7 環境・廃棄物対策の充実強化について

- (1) 循環型社会形成推進交付金について、廃棄物処理施設整備の計画的な実施や合併処理浄化槽の設置促進を図ることができるよう、所要額を確実に確保するとともに、交付対象の拡大、交付率の引上げや要件の緩和など、財政措置を拡充すること。
また、令和元年度から補助対象外となった合併処理浄化槽の交換・更新に係る費用を国庫補助の対象とするよう見直すこと。
- (2) 湿地帯の湖の水質浄化対策等を図るため、富栄養化した底泥を取り除くなど、環境保全を目的とした浚渫事業に対する財政支援を講じること。
また、緊急浚渫推進事業の対象に湿地帯の湖を加えると同時に、事業期間を延長すること。